

る当該措置及び広告物を掲出する物件の除却に係る公告に關すること。

十 第三号から第六号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第十八条の規定による許可の取消しに關すること。

十一 屋外広告物条例第十九条第一項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の除却の命令並びに同条第二項の規定による当該除却及び広告物を掲出する物件の除却に係る公告に關すること。

十二 第三号から前号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第二十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

十三 第三号から第六号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第二十二条第一項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の管理者の設置の届出の受理、同条第二項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の表示者及び設置者並びに管理者の変更の届出の受理、同条第三項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の滅失の届出の受理並びに同条第四項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の表示者及び設置者並びに管理者の氏名及び名称並びに住所の変更の届出の受理に關すること。

十四 屋外広告物条例第二十六条の規定による美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため必要な指導、助言及び勧告に關すること。

#### 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例に規定する事務に關して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事      木      村      守      男

## 青森県条例第九号

### 青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

八 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の承認を受けた職員

第二条に次の一項を加える。

2 前条第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第八号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項各号に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、一年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

第三条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

職員の新任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

## 青森県条例第十号

### 職員の新任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成十二年十二月青森県条例第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十五条の二第二項第一号」を「附則第十八条の二第二項第一号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事      木      村      守      男

## 青森県条例第十一号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「深夜（）」を「職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（）」に、「保育する」を「養育する」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第二項中「常態」を「職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態」に、「保育する」を「養育する」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に、「人事委員会規則で定める日から起算して一年を経過する日までの間において三百六十時間（当該職員が、勤務の制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該人事委員会規則で定める日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を

「一月について二十四時間、一年について百五十時間」に改め、同条第三項中「前二項中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは「第十五条第一項に規定する要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「保育する」とあるのは「介護する」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第十五条第一項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第十五条第一項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」に改める。

第十五条第二項中「三月」を「六月」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十五条の規定は、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十六条の規定により介護休

暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 改正前の条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事      木      村      守      男

#### 青森県条例第十二号

##### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

第二条第四号中「職員の定年等に関する条例」の下に「（昭和五十九年三月青森県条例第四号）」を加える。

第三条第一号中「又は出産した」を「若しくは出産した」に、「失った」を「失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」に改め、「係る子」の下に「若しくは同号に規定する承認に係る子」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

第五条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（任期付採用職員の任期の更新）

第五条の二 任命権者は、第六条第三項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

## 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第四百十三号。以下「改正法」という。）の施行の前日に改正法の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をし

たことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第二条第二項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事      木      村      守      男

#### 青森県条例第十三号

#### 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を第四十号とし、第四十二号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 准看護師試験委員

第一条中第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十五号」を「第八十四号」に改める。

第十一条中「第一条第八十六号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第二駐留軍関係離職者等対策協議会委員の項を削り、同表中「准看護師試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第八十五号を第八十六号とし、第六十五号から第八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 土地収用事業認定審議会委員

第五条中「第八十四号」を「第八十五号」に改める。

第十一条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十六号」に改める。

別表第二文化観光審議会委員の項の次に次のように加える。

土地収用事業認定審議会委員	同	九、八〇〇円
---------------	---	--------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を第四十号とし、第四十二号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 准看護師試験委員

第一条中第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十五号」を「第八十四号」に改める。



第四条中「第一条第八十六号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第三中「駐留軍関係離職者等対策協議会委員」を削り、「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第四条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第八十五号を第八十六号とし、第六十五号から第八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 土地収用事業認定審議会委員

第三条第一項中「第八十四号」を「第八十五号」に改める。

第四条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十六号」に改める。

別表第三中「文化観光審議会委員」を「文化観光審議会委員  
土地収用事業認定審議会委員」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第十四号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六のハの備考中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事      木      村      守      男

#### 青森県条例第十五号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号及び第二号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第九条中「福祉事務所」を「健康福祉こどもセンター、福祉事務所」に改める。

第十五条中「ダム管理事務所又は」を「県土整備事務所等」に、「農林水産事務所等」を「公署」に改める。

第十七条の六中「保健所」を「健康福祉こどもセンター、保健所」に、「青森家畜保健衛生所」を「東地方農林水産事務所」に改める。

第十七条の十一中「病とう」を「病棟」に、「助産婦、看護婦若しくは准看護婦又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員」を「助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十七条の十五中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十七条の二十一中「家畜保健衛生所」を「農林水産事務所」に、「職員」を「職員で人事委員会の定めるもの」に改める。

第十七条の二十九並びに第十七条の五十五第一号及び第二号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十八条第一項第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の十一の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事      木      村      守      男

#### 青森県条例第十六号

#### 青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項ただし書中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に、「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「、国民年金基金若しくは」に改め、

「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で法第二十四条の三第一項ただし書に規定する政令で定めるもの」を加え